

## 鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付要綱

制 定	平成21年2月24日付第200800172719号
一部改正	平成21年7月14日付第200900057182号
一部改正	平成22年3月17日付第200900190476号
一部改正	平成22年10月29日付第201000119302号
一部改正	平成23年4月18日付第201100010447号
一部改正	平成23年11月17日付第201100117363号
一部改正	平成24年10月30日付第201200108118号
一部改正	平成25年11月19日付第201300125856号
一部改正	平成26年4月3日付第201300207892号
一部改正	平成26年10月24日付第201400113519号
一部改正	平成27年3月24日付第201400201208号
一部改正	平成27年10月26日付第201500114200号
一部改正	平成28年11月29日付第201600129051号
一部改正	<u>平成29年6月20日付第201700065234号</u>

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 県産原木又は県産材

鳥取県内の森林で育ち伐採された原木又は同原木を県内で製材等加工した木竹材をいう。

#### (2) 木材産業事業体

県内に工場等の事業所を置き、県産原木又は県産材を取扱う次の事業を営む事業体をいう。

ア 製材業及び木製品製造業（木材専門の家具製造を含む。）

イ 造作材・合板・LVL・集成材製造業

ウ 原木・製品市場（木材専門の建材業を含む。）

#### (3) 助成期間

木材産業事業体が雇用者に対して、職場内訓練等を行う研修（以下「OJT等の研修」という。）期間とし、農林水産部長が別に定める期間とする。

### (交付目的)

第3条 本補助金は、県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業体が雇用者に行うOJT等の研修に必要な経費を支援することにより、木材産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県木材産業雇用支援事業（以下「補助事業」という。）を行う木材産業事業体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額以下とする。

3 補助金の交付決定日以前に助成期間が含まれる場合は、補助対象経費に含めることができるものとする。

### (交付申請の時期等)

第5条 木材産業事業体は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定するもの以外のすべての場合とする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第2欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（提出書類の部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により、事業所の所在する区域を所管する地方事務所の長に提出する書類は、1部とする。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月29日から施行し、平成22年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この改正は、平成23年4月18日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成23年11月17日から施行し、平成23年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この改正は、平成24年10月30日から施行し、平成24年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この改正は、平成25年11月19日から施行し、平成25年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月3日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成26年10月24日から施行し、平成26年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成27年10月26日から施行し、平成27年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この改正は、平成28年11月29日から施行し、平成28年11月の研修費から適用する。

**附 則**

この改正は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

別表（第4条、6条関係）

1 補助対象経費	2 重要な変更
<p><b>研修推進費</b> <u>(1事業体あたり年度3人を上限とする)</u></p> <p>(1) 研修費 OJT等の研修を受ける者（以下、「研修生」という。）1人あたりにつき月額152,600円を上限とし、その算出については別に定めるものとする。</p> <p>(2) 住居手当及び通勤手当 就業規則等に基づき住居手当、通勤手当を支給している場合にあっては、月額33,000円を上限とし、その算出については別に定めるものとする。</p>	<p>(1) 補助対象経費の2割以上の減額を伴う変更</p> <p>(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

様式第1号（第5条、第9条関係）

平成 年度鳥取県木材産業雇用支援事業計画書（報告書）

1 事業概要

事業目的	
事業実施場所	
事業内容 (主な研修内容)	

2 事業計画（実績）

(1) 県産材の利用計画（実績）

単位：立方メートル

区分		平成 年度 (前年度)	平成 年度 (当該年度)	平成 年度 (次年度)	備考
県産原木	入荷量				
	出荷量				
県産材	入荷量				
	出荷量				

(注) 前年度、当該年度、次年度に係る利用実績及び計画を記入すること。利用実績は県産材产地証明に係るもの内数で括弧書きすること。

(2) 経費の総括

区分		対象者数	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)	備考
研修費	研修費				
推進費	住居・通勤手当				
計					

(3) 事業計画（実績）表

研修生氏名	研修期間	雇用日
	①トライアル雇用研修：平成 年 月 日～ 年 月 日 ②新規就業者育成研修：平成 年 月 日～ 年 月 日	平成 年 月 日
	①トライアル雇用研修：平成 年 月 日～ 年 月 日 ②新規就業者育成研修：平成 年 月 日～ 年 月 日	平成 年 月 日
	①トライアル雇用研修：平成 年 月 日～ 年 月 日 ②新規就業者育成研修：平成 年 月 日～ 年 月 日	平成 年 月 日

(注1) 申請時においては新規就業者の氏名を記入すること。

既に就業している研修生については、雇用辞令書の写し又は同等に証明する書の写しを添付すること。

(注2) 「トライアル雇用研修」及び「新規就業者育成研修」とは、鳥取県木材産業雇用支援事業実施要領（平成21年2月24日第200800172734号鳥取県農林水産部長通知）の第3に定める研修をいう。

(注3) 実績では、研修生への支払い給与額が分かる資料を添付すること。

3 労務管理や職場環境の改善に向けた対応状況

要改善事項の概要	
対応方針	
対応状況	

(注1) 県から実施要領第5の5(1)の規定による通知があった場合に記載すること。

(注2) 「要改善事項の概要」には、県からの通知の概要を記載すること。

(注3) 「対応方針」には、改善に向けた対応の内容、完了予定期限等を記載すること。

(注4) 「対応状況」には、実施した内容と今後の実施予定等を具体的に記載すること。

4 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問い合わせ先	部署名・団体名 電話番号	

(注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

(注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

6 添付書類

- (1) 申請時に木製品製造等の事業を開始していない事業主体については、本事業の事業期間中又は本事業完了後速やかに事業を開始することが確実と分かる書類
- (2) その他、事業主体の要件を満たすことが分かる書類

## 様式第2号（第5条、第9条関係）

## 平成 年度鳥取県木材産業雇用支援事業収支予算（決算）書

## 1 収支予算（決算）

## (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
本補助金				研修生人数
国の奨励金等 <sup>(注2)</sup>				奨励金等の名称
自己資金				
その他（　　）				
計				

## (2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減	備考 <sup>(注3)</sup>
研修費	基本給			
	各種手当			
	労災保険料・雇用保険料			
	小計			
通勤手当・住居手当	住居手当			
	通勤手当			
	小計			
	計			

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額及び差引増減額を追記すること。

(注2) 国のトライアル雇用奨励金、雇用調整助成金等の支援を受けた場合は、実績報告時に国の奨励金等の額の証明となる書類（支給決定通知書等）の写しを添付すること。

(注3) 積算根拠を記載又は別紙で添付すること。

なお、実績報告時には、支出区分の明細及び支払った額の証明となる書類の写しを添付すること。

様式第3号（第6条関係）

番  
年  
月  
号  
日

様

職 氏名 印

平成 年度鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。  
(担当・連絡先)

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付要綱（平成21年2月24日付第200800172719号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるものほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。